

安曇野市教育委員会 7 月定例会会議録

日 時：平成28年 7 月26日（火）午後 1 時30分

場 所：安曇野市穂高会館「第 3 会議室」

出席者

教育委員：教育委員長 唐木博夫、委員長職務代理者 宮澤豊弘、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育長 橋渡勝也
事務局：教育部長 山田宰久、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、
文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 高嶋俊明、
学校給食センター長 曾根原正之
書記：学校教育課教育総務係長 平林洋一、教育総務係 岩原遼子

◎開 会

教育部長 それでは、ただいまから安曇野市教育委員会 7 月定例会を始めさせていただきます
と思います。

◎教育委員長挨拶

教育部長 最初に、唐木委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長 先ほど 1 時からの公文書の保管室の視察を行ったわけですが、ありがとうございます
이었습니다。収集している実際の様子を見てかなり実態というか、実感をつかめてきたわけな
んですけれども、今後文書館の設置やその機能の定着までにはかなりの長い道のりと計画的
な行程が必要かなというふうに思いました。しかし、安曇野市新市立博物館構想実現に向け
た具体的なステップになると思われまますので変更次ぐ変更とならないよう 10 年とか、また
は 20 年という見通しを持った事業を進めてほしいというふうに思います。博物館構想が具体
的に動いていく、その中で早目に具体化したという一つになってきているわけなんですけれ
ども、それだけに計画的なものというのは必要だなというふうに思います。

小中学校でありますけれども、7月29日に一齐に1学期終業式を迎え、例年よりも長い夏休みに入ります。1学期、大きな事故の発生がなく終わったことは本当にありがたく思います。校長先生を初めとする学校の職員、それからそれらを支える教育委員会事務局の方々に本当に感謝を申し上げます。

担当の係より学校だよりを送付していただくわけなんですけれども、各学校の教育活動の様子が大変よくわかり、ありがたく思います。教える中身とか目指す方向、それから子どもの姿には共通なものがあるわけなんですけれども、そこに至るプロセスとか方法には学校ごとにいろいろと特色が出ていてそれがよくわかります。各学校の特色とか、それから校風、それぞれを大事にしてほしいなというふうに思います。教育指導室が学校の教育をより伸ばすものとしてその機能の一層充実を図ってほしいなと、こんなことをいつも思っているわけです。是非、またよろしく願いいたします。

それから、もう1点、年度の前半、今まとめの時期を迎えるわけなんですけれども、教育委員会各課が大変積極的といいますか、アグレッシブに事業展開されていることを感じます。昨年は10周年ということで10年の積み重ねに目が向いていたわけなんですけれども、今年はその次のステップに向けて動いているなという実感を持つわけです。例えば前回、豊科の公民館ホールのこけら落としがあったわけなんですけれども、非常に限られた時間、それから厳しい条件の中で多くの市民に喜んでいただける、そんな行事になったかなというふうに思うわけです。大変ありがとうございます。大きな事業とか新しい計画の立案などが目白押しであるわけなんですけれども、安曇野の教育、文化、スポーツなどの振興に向けて大事な時期を迎えているかなということを感じるわけです。是非、着実な推進をお願いしたいなと思います。

本日は、初めて出張の場における教育委員会ということでありますけれども、よろしくご協議等お願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上であります。

教育部長 では、進行のほうをよろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 それでは、最初に公開、非公開について扱っていきたいというふうに思いますけれども、教育委員会の会議について、地方教育行政法第14条7項により、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、

出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。

本日の協議議案・報告事項において、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護に該当する議案・報告事項として、報告事項第6号、平成28年度児童生徒の指定校変更及び区域外通学者、第7号、教育長報告、この二つについて非公開とすることを発議いたします。このことに関して、委員からご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議決に移りたいと思います。

報告事項第6号、第7号について、非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。3分の2以上賛成がありましたので、議決されました。

それでは、非公開とする議案・報告事項として報告事項第6号、第7号といたします。

本日の会議でありますけれども、協議・報告の順番は議案第1号から第10号、報告事項の第1号から第5号を扱います。以後、非公開としまして報告事項の第6号、第7号を扱います。

なお、議案第9号にかかわる申請書は個人情報に記載されているため非公開といたします。

会議録についてであります。6月定例会の会議録が出ています。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局に申し出てください。事務局より会議録の校正確認の依頼が出ていますが、それに沿って校正をお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市入学準備金貸付基金条例の制定について

委員長 それでは、協議に入りたいと思います。

協議議案第1号、お願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市入学準備金貸付基金条例の制定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

それでは、安曇野市入学準備金貸付基金条例ということで制度が具体化しつつあるんです

けれども、今説明を受けたわけですが、質問、ご意見等お願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 一つだけ確認ですけれども、この名称についてももう少しやわらかい名称を考えたかどうかという意見もあったわけですが、その件についてはどんな形になったのか、どんな検討がなされているか、またはこの名称でいくのかどうかということでもあります。

学校教育課長 それでは、担当の平林補佐から説明いたします。

学校教育課教育総務係長 名称につきましては、実は法規審査を担当する部局と何度も繰り返し調整を行ってきた中で、あるいは財政部局とも話をしてまいりました。そういう中で、どうしても平成19年に株式会社マル井様から毎年のように寄附をいただきました。この寄附については、経済的に恵まれないお子さんの進学に役立ててほしいという趣旨であったのですが、奨学金基金条例を設けてそこへ毎年いただく寄附を積み立ててまいりました。正確な数字は定かではございませんけれども、270万円あまりをこれまでマル井様からご寄附をいただいております。こういった尊いご厚志を生かすということ、それから今回やはり基金、特定目的基金というものを設置をしてそれを原資として確保した上で入学準備金の貸し付けを行うという制度が最もふさわしいだろうという、それぞれ担当部局の判断もございましてもともとあった奨学金基金条例というのを全部を改正するということとでございます。この中でやはり基金という、設置条例というものが名称から外せなかったものですからこの基金というものは財産調書等にも載ってまいりますけれども、やはり的確に表現をする、基金の中の内容を表現する必要がございましてこういった形でそのものといいますか、特色のない名称ということになったわけとでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員のほうからよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

教育長 委員長からももう少しやわらかい名称をというご指摘は、この貸し付けという言葉ではないかと思うんですけれども、似たような言葉で貸与という言葉がございしますが、その辺のところは十分検討した結果が今補佐が説明したようにさまざまな先行事例、他市の状況等を判断しまして最終的には貸し付けという言葉を使うようになりました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、貸付基金条例というこの名称というのはいろいろな角度から検討していただい
てということでもあります。

それでは、この条例についてこの方向で定めていくということにご異議ありませんでしょ
うか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということでもありますので、この条例の方向で進めていただき
たいというように思います。

また、運用のところで工夫をしてもらいたいと思うわけですが、ふるさと納税をおおい
に活用しながらこの基金はできあがっていくということでもありますので、今後ふるさと納税
が有効に活用されているというものがうまくPRできるような、そんなことも運用の中でご
検討いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎議案第2号 安曇野市体育施設管理規則の一部改正について

◎議案第3号 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について

◎議案第4号 安曇野市公民館管理規則の一部改正について

◎議案第5号 安曇野市交流学习センター管理規則の一部改正について

◎議案第6号 安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について

委員長 それでは、議案第2号をお願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市体育施設管理規則の一部改正について」資料により説明。

議案3号、4号も続けて説明してよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

生涯学習課長 「安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について」、「安曇野市公民
館管理規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 議案5号、6号についても同じ要素があるのかなということでもありますけれども、今
の生涯学習課長のほうの説明と関連して、図書館交流課長お願いいたします。

図書館交流課長 「安曇野市交流学习センター管理規則の一部改正について」、「安曇野市明
科学習館管理規則の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

確認でありますけれども、第5号、第6号ともに改正をしていくシステムにあわせて改正

をしていくという方向について、本日教育委員会の中で協議すればよろしいということでもよろしいですか。

図書館交流課長 はい。お願いします。

委員長 それでは、今第2号から第6号まで説明をいただきましたけれども、これら一括して扱ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、第2号から第6号まで一括して扱いたいというふうに思います。いずれも規則等の改正の方向について、協議をしていくということでもあります。中身は、予約システムに導入に伴ってということで様式の変更、それから第5号、6号については内容的な変更もかなり含まれているように説明を受けたわけですが、委員のほうから質問、ご意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

横内委員 お願いします。

43ページの交流学習センターの管理規則、また54ページの下のほうの明科学習館管理規則の使用の変更又は取消しについてです。使用の許可を受けた者が変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前30日までに届けを出さなければならないとあります。先ほど、課長がもう使わない部分は解放していただくという意味でとおっしゃいましたが、その意味をもう少し教えていただきたいということと現行2日前までとしているのを大きく30日前としたのは、なぜでしょうか。

図書館交流課長 お願いします。

先ほど、解放しようという文言を使わせていただきましたけれども、今回予約システムを入れることによりまして仮予約というものが非常に簡単にできるようになるというふうに想像をしております。そんな関係で、空いているところは適当に押さえておいてそれが前2日まで押さえられるということになりますと、直前にキャンセルをしてもいいというようなふうにも逆に言えばとれるというようなことがありまして、この辺のところは還付と絡めて還付は30日前でないとお返ししない、あとはいただくということになりますのでそんなことも含めましてその可能な範囲のところを予約で押さえておく可能な範囲のところを限定させていただきたいということでもあります。30日前から解放させていただければ、また次の方が使用する機会が生まれてくるんじゃないかという考えであります。

委員長 よろしいでしょうか。

横内委員 交流学習施設を利用している市民の1人としては、ホールとか展示ギャラリーなどはキャンセルが早ければ他の利用もあり得ただろうということになりますけれども、学習室とか講義室とか私が使わせていただいているのは実習室ですが、それらについて学習館が満杯に予約が埋まっていた日を見たことがありません。あと、インフルエンザがはやったときやこの日と決めた日の少し前に講師のお宅で不幸があって取りやめたとか、そういうこともありますが、今現行の2日前までキャンセル対応していただけるというのはすごく柔軟でありがたいシステムだったんですね。来年度、30日を切ったらキャンセル料が全額発生するとなると気安く申し込めない善良な市民がいると思いますし企画もしにくい。システムが簡単にできるということはいい対応であるとは思いますが、利用促進の面から言うとむしろこの改正が施設の利用を抑えてしまうマイナス効果が出てしまうじゃないかなと読んでいて心配になりました。

せめて、ホール以外は1週間とか前はどうか。

図書館交流課長 今、交流学習センターの関係と明科学習館の関係はご覧いただいたとおり条例も、それから規則も分かれていますけれども、これを将来的には一本化していこうという考えがあります。そんな意味で、一足飛びにはできないものですから今回それぞれの規則をできるだけ近いものにしていこうということでこのような改正を考えたわけですが、先ほど申し上げましたように明科学習館のほうでは明科学習館条例というものがあられてそちらで還付の規定をもっております。それが前2日まで還付ができるよという規定がありますので、今おっしゃいました第6条、使用の変更又は取消しのところの条文については明科学習館につきましてはここを今見直しをかけているところであります先ほども申し上げましたけれども、方向性といたしましてはその右側の中段にあります第4条で前条第2項の許可を受けた者が、使用を取り止める場合は、速やかに教育委員会に届けなければいけない、ということで日の規定を設けていないんですけれども、この条文に戻していきたいというふうに今調整をしております。ただいづれにいたしましても、先ほど少し申し上げましたように条例、それから規則ともに効果を図っていきたいという中で今のようなご意見も参考にさせていただきながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 よろしいでしょうか。

横内委員 はい、わかりました。

委員長 他、どうでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、条例との関係とか、それからいろいろな施設の使用規則や何かの整合とかいろいろなところが出てきたり、それから予約システムでどのような形、状況等がどういう形になってくるのかというあたりもこれからは課題のことでもありますけれども、では2号から6号に関して改正の方向で検討を進めていこうということについてご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、改正の方向について異議なしということで検討を進めていただきたいというふうに思います。また、そのときに是非管理していくという観点と、それからやっぱり利用者である市民サービスが落ちない、それから市民にとって利便性が高いようにその辺の視点も是非持っていて改正のほうを進めていただきたいと。効率だけではないかない部分も出てくるかもしれませんので、そこのところをよろしくお願ひしたいと。よろしいでしょうか。では、お願ひいたします。

◎議案第7号 第2次図書館基本計画の策定について

委員長 続きまして、第7号、お願ひいたします。

図書館交流課長 「第2次図書館基本計画の策定について」資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

それでは、第2次図書館基本計画の策定についてということではありますが、ご質問、ご意見等、お願ひします。

(発言する者なし)

委員長 それでは、私のほうからお願ひしたいわけでありまして。基幹の図書館と申しますか、大きな図書館が交流学習センターと一体の形で設置されているわけなんですけれども、今回第2次の図書館基本計画を策定するときに安曇野市の特色である交流学習センターの中に図書館が位置づけられているというあたりについては、今現在どんなお考えをお持ちなんでしょうか。

図書館交流課長 お願ひします。

やはり複合施設ということで計画をされてきたものでありますので図書館も、それからみらいの場合には展示スペースや多目的ホールというものが設置されておまして一応その辺のところは連携を持った形で進めていきたいと。先日も山の朗読会というのもあり

まして、図書館で企画した事業でありますけれども、そのときには図書館に関係する本を多目的ホールのところへ展示をしてPRに努める、そんなものも考えまして連携した企画というものは今後図っていききたいというふうに考えております。

委員長 図書館の基本計画という形で立案がされていこうとしているわけなんです、図書館が単独に図書館として機能をしていくという方法もあろうかと思うんです。もう一つはやっぱりいろいろな複合施設、多機能の中の一つが図書館であるという位置づけによって図書館が情報センターであり文化センターであるというような、そういう方向も可能かと思うんですけれども、図書館基本計画というのもそこに中心を置いて考えているのかどうか、その辺が広げたほうがいいんじゃないかなという思いを持つわけなんです、いかがでしょう。

図書館交流課長 図書館、交流館の位置づけというふうなことで59ページの上のほうにありますけれども、一応大きな計画としましては教育大綱のもとに生涯学習推進計画がありましてここでも図書館の部分に触れております。それから横並びか一つ上になりますが、文化振興計画というものがやはりありまして、ここでいわゆる交流学习センターの部分というのはそこでは独自に計画を持っておりません。やはりこの文化振興計画に絡めた活動をしているということになるかと思えます。そんなところと連携を持ちながら、図書館基本計画を進めていくというふうな形になろうかと思えます。

委員長 各委員から図書館の将来像をつくっていくようになりますけれども、ご意見等お願いしたいと思います。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、今後図書館基本計画をつくっていくときにいろいろな角度からご検討をさせていただいて、やっぱり安曇野市の文化というものをつくっていくことになりますので交流学习センター、特に図書館交流課という名称の中で動いているわけでありますので広い範囲でのご検討を進めていただいて計画の策定についてご異議なしということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、計画の推進のほう、よろしく願いいたします。

◎議案第8号 総合教育会議について

委員長 続きまして、第8号、お願いいたします。

学校教育課長 「総合教育会議について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、8月8日に予定されております総合教育会議の議題といたしまして、健康でたくましい安曇野の子どもを育てるためにということで体力、それから健康問題を中心に会議を持ちたいということでありますけれども、質問、ご意見等、お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。

(「委員長」の声あり)

委員長 はい。

学校教育課長 本日、お手元に当日の資料の案ということでお配りしておりますけれども、まだ確定ということではなくてまた正確な資料をお配りしたいと思います。

委員長 資料等についてはまたご提供いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この第8号では、議題として健康でたくましい安曇野の子どもを育てるために、というところで協議をやりたいということであります。提出する資料については再度、また検討していただけたと思いますが、では8日の議題としては体力、健康のほうに焦点を当てて健康でたくましい安曇野の子どもを育てるために、という議題で会議を持つということについて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということですので、これで準備を進めていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

◎議案第9号 共催・後援依頼について

委員長 続きまして、共催・後援依頼、第9号についてお願いいたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、学校教育課の共催でありますけれども、来年8月2日から4日まで北信越大会、本市は安曇野市はバレーボールが競技となっておりますが、これについて共催ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、共催ということで異議なしでありますので進めていただきたいと思います。

続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、生涯学習課、共催が1件、後援が2件で担当課のほうはいずれも可というふう
に意見をもらっております。生涯学習課の共催・後援についてご質問、ご意見等ございま
すか。

(発言する者なし)

委員長 では、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということでありますので、進めていただきたいと思います。

続きまして、文化課、お願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、共催1件、それから後援1件の申請が出ておりますが、美術館博物館の連携事
業につきましては、これは例年共催ということでやってきております。それから、金剛山歌
劇団につきましては平成21年から昨年度まで国際情勢等により不承認ということできており
本年も所管課としては不承認ということで意見が出ております。

それでは、この件についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいですか。それでは、所管課の意見に沿って金剛山歌劇団については不承認、
そして美術館博物館連携事業については共催ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということでありますので、これで進めていただきたいと思います
ということ
あります。よろしくお願いいたします。

共催・後援については、以上でよろしいでしょうか。

委員長 それでは、議案第10号、お願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市明科公民館長の選考について」資料により説明。

委員長 それでは、明科公民館長選考について提案がありますが、まず1点目、公募でもって募集をしたい。それから、任期につきましては、平成28年11月1日から平成30年3月31日までの1年5カ月にしたいということですが、これについてご質問、ご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、公募で行うということ、任期について1年5カ月ということについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということでございますので、お願いいたします。

続きまして、公募要領になります。公募の基準の(4)、(5)についてこのような形で明記されているわけですが、この点についてご意見をお願いいたします。

担当課のほうからは、望ましいという表現でもいいのではないかとということでもあります。

公民館長の必須の条件としましては(1)情熱と識見を持っている、それから公民館活動の経験、安曇野市内に居住、それから(6)の条件ということになるかと思うんですが。

はい、どうぞ。

須澤委員 今、この(4)と(5)について課長のほうからわざわざ意見が付されたということは、他の公民館の館長さんの公募と比して違うという意味合いなのか、そこをご説明ください。

生涯学習課長 実際と申しまして、普通運転免許証があることについては非常に便利で公民館長として自分の車で、例えばいろいろなところに出向いていただいたりということで必要性が非常に高いということで判断しております。実際、それが公民館長を選考する際の一つの基準といいますか、免許証があることないことが公民館長であることの理由として適切であるかといえばちょっと、でございます。ない方でも非常に優秀な方もおいでになる可能性もございますので、まあ努力目標的な意味合いであることが望ましいという表現にしながらそれは実際お話をお聞きしながら代替えの、例えば移動については全て家族の方が送っていただけたらとか、または違う移動手段等があるというようなところもフットワークについては2次選考等で話をしていければいいのかな、と。パソコンにつきましても、できる者という

ふうに規定するまでのハードルといたしますか、基準なのかというところでございます。ですので、望ましいというような表現であとは努力していただきながら連絡の取り合いだとかは覚えていただく必要が出てくるとは思いますけれども、システムのそういうところは覚えていただく必要があろうかと思いますが、ここについてまるっきり一つの壁といたしますか、基準とした要求にはちょっと厳しいといたしますか、なのかなというふうに感じまして今回お聞きしております。

以上です。

委員長 ご意見ありますでしょうか。

須澤委員 須澤でございますが。

生涯学習課長 すみません、いいですか。他の現在の公民館長につきましては、全てこれをクリアしているということで選考をしております。

以上です。

須澤委員 それを実はお聞きしたかったんであります。ということは、先ほど全て同一にといった事案が多かったですが、そういうことでそろえて一応出してあるということですね。それは了解しました。

それに加えて私の意見でございますが、他館の公民館長さんをつらつら比較して考えますに年配の方でパソコン及び運転が自由にできるという状況をクリアされているということは非常に結構でございます。それは、今もお話にありましたように公民館長としての必要な能力、仕事に必要な能力にはいささかどうかなという面もありますものでやはり面接のとき等に必須する項目を重視するとすれば今のような望ましいが、望ましいと私はこう思います。

委員長 宮澤委員、どうですか。

宮澤委員 須澤委員から話がありましたけれども、他の4地区の館長はこの任期が平成30年3月31日に統一されているわけですね。従いまして、今回明科だけが平成30年3月31日までの任期の方向になれば今までどおりの中身で公募して、平成30年3月31日以降全部統一した中身にしたらどうでしょうか。

以上です。

委員長 私から一つ、確認ですけれども、いつごろの会議かよく覚えてないんですが、公募要領についてはこの委員会の中にかかけられていたと思うんですが、その扱い、公募要領との関係はどんなものなのか、文言は変えてしまってもいいのかなどか。

生涯学習課長 今回、車の免許とパソコンに関しましては公募要領の中の説明にうたってござ

います。これは、要領でございますので私どもの内容等で変えていくのは可能ではないか、と。あとは、実際に広報等で公募を話す際に要件としてのところをそのように直すことは可能だろうというふうに考えます。

委員長 記憶が薄いので間違っているかもしれませんが、公募要領を教育委員会会議にかけてそこで決定をしたというように記憶をしているんです。公募要領について、変更しなければいけないのではないかと思うのですが、その点は手続き的にはどうなのでしょう。

生涯学習課長 今回公募要領というものでございますが、これにつきましてはその内容的なものを掲げているものでございます。あと、選考委員等につきましても同じく選考委員の設置要項、こちらのほうは要項のほうでございます。その下に、要領的なものが内容的にはこのような形のものうたい方でございますので、変更は可能であろうかと考えています。

委員長 それでは、今回の（４）、（５）については今委員の中でも望ましいという表記のほうがいいのではないかと、また現行の公募要領関係については公募基準で公募をしていくので任期が統一されている平成30年3月31日までは公募基準に沿っていくのほうがいいのではないかとという二つ意見が出ています。

どうでしょうか。他の委員からいかがでしょうか。

横内委員 私も宮澤委員と同じに現行が終わる平成30年3月31日に統一したらどうかと思います。

委員長 他、よろしいでしょうか。

それでは、必須の条件というには課題があるかと思えますけれども、任期が統一される平成30年3月31日までは現行の公募要領に沿って進めていきたいというふうに思います。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、ご異議なしということでありますので、現行の公募要領の公募基準に沿って進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。平成30年3月31日以降につきましては、また選考は来年の秋ごろに施行というふうになると思いますので、そこで新たな公募要領を検討していただいてご提案いただくというふうにしてもらいたいと思います。

以上で、協議議案のほうは終了いたしました。

ここで10分ほど休憩したいと思いますので、3時から再開したいと思います。お願いいたします。

(休 憩)

委員長 それでは、後半のほうを始めたいと思います。

◎報告第1号 平成27年度学校給食費会計監査報告について

委員長 報告事項であります。報告事項第1号をお願いいたします。

学校給食センター長 「平成27年度学校給食費会計監査報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

第1号の報告について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ。

宮澤委員 今、それぞれ平成27年度の給食費会計歳入歳出決算書の報告がありました。監査結果を見せていただいておりますが、この中にどの地区にも滞納分というものが計上されておりますけれども、監査の中では滞納については何の話もありませんでしたか。

学校給食センター長 滞納につきましても、やはりお話はございました。滞納については、十分対応しておったということもございますけれども、私どもとしましては督促ですとか、あと学校のほうと協議をしながらそれぞれ懇談会ですとかというところでお話をいただいて収納に努めるというようなことで、今後とも収入につきましては徴収に力を入れるということでお話をさせていただいたところであります。

委員長 よろしいでしょうか。

宮澤委員 はい。

委員長 関連なんですけれども、滞納分についてというのは債権になるわけですよね。それはずっともう何年間も継続して請求していくという形になっているのか、それともある時期にそれについては放棄するというか、そういう形になるのか、どんな形になるんでしょうか。

学校給食センター長 センター長、曾根原でございます。

多くは平成16年ぐらいからあるのでございますが、これにつきましては転出してしましまして行方がわからないというようなことですかその人の状況によりまして不納欠損と申しますか、それをするというようなことがはっきりしましたらまず委員会のほうに諮りましてそれを決定していただいて不納欠損をしていくというようなことが処理規定の中にございま

すので、そういった方向で進めていきたいというふうに考えています。

委員長 わかりました。

他、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎報告第2号 中学生海外ホームステイ交流派遣事業学校引率者の任命について

委員長 それでは、報告の第2号をお願いいたします。

学校教育課長 「中学生海外ホームステイ交流派遣事業学校引率者の任命について」資料を読み上げ。

委員長 この件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 では、続きまして第3号をお願いいたします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課、続けていただきたいと思います。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

続いて、文化課をお願いいたします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

それでは、共催・後援の教育長専決分について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

◎報告第4号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課報告

委員長 それでは、続きまして報告第4号、お願いいたします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 学校教育課の報告についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。

(2) 生涯学習課報告

委員長 それでは、生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございます。

それでは、生涯学習課について質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。

(3) 文化課報告

委員長 それでは、文化課お願いいたします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございます。

文化課の報告について、ご質問等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。

一つ教えていただきたいんですけども、123ページの近代美術館の旧村田コレクション、これはもうこういう形でずっと続けていくということでしょうか、それともある期間、希望者に公開するというのでしょうか。

文化課長 一応期限については、これからずっと続けていくというはっきりした話は聞いておりませんが、一応公益法人になるにあたってこの西洋美術品のコレクションというのは財団の基本財産になっているんです。その基本財産をもとに、いろいろとやっていかなきゃいけないという話を受けこの運用というのが求められている部分があります。なかなかいろいろ

な展示をする中で、やはり美術品だけの展示をしていくというわけにもいかずにどうやって活用したらいいかというところは少し悩みどころだったと思うんですが、まずそれを保管している倉庫を改修して保管しながら一般の方にも見ていただくようにするという、財団のほうで財団の費用でそういう方針を立ててそれを整理をしていただいたということです。ですから、普通の展示室の展示に比べればやや倉庫での展示ということで見ばえとかは少し落ちるところもあるんですけども、こういう美術品を収蔵していてこういう世界もあるんだということは非常に驚きますので、是非一般の方にも皆さんに見ていただければいいんですが、状況が状況だけに事前申し込みが必要だということでもあります。期限については聞いておりませんが、こういう形で公開していくということによろしいかというふうに思います。

委員長 ありがとうございました。

他、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(4) 図書館交流課報告

委員長 それでは、図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

図書館交流課について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ありがとうございました。

◎報告第5号 南部総合公園再整備及び新体育館整備基本計画の策定に係る市民説明会について

委員長 では、続きまして、報告第5号、新総合体育館整備基本計画に関する市民説明会についてお願いします。

生涯学習課長 「南部総合公園再整備及び新体育館整備基本計画の策定に係る市民説明会について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

詳細にわたって報告をしていただきました。報告第5号、新総合体育館整備基本計画に関

する説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。それでは、ありがとうございます。

では、以後非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第6号 平成28年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第7号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

委員長 それでは、報告事項を終わりにいたしまして、その他に入ります。

その他でありますけれども、最近の新聞紙上における教育委員会関連の記事であります、今回もいろいろと集めていただきました。読んでいただきたいと思います。

(3) その他

委員長 その他でありますけれども、その他について何か連絡等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、以上でお返しいたします。

◎閉 会

教育部長 長時間にわたり、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして安曇野市教育委員会7月定例会を終わらせていただきます。
お疲れさまでした。